

第5章 まとめ

特別調査（第3章）の結果により、女性受刑者の意識や実情に係る傾向・特徴について、主として男性受刑者との比較から明らかとなったほか、同じ女性受刑者であっても年齢層や罪種（窃盗群及び薬物群）により、傾向・特徴が異なる面があることなども明らかとなった。そして、それらを踏まえ、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図っていくのに際し、これを阻害していると考えられる要因等について検討した。

以下では、それら要因に着目した上で、施策調査（第4章）で聴取等した内容等における知見も踏まえ、女性犯罪者に対するより効果的な処遇や支援の在り方についての検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等について取り上げる。

第1節 被害経験や生きづらさ等を踏まえた処遇・支援の必要性

女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害している要因として、第一に、何らかの被害経験や生きづらさ等が考えられる。

女性犯罪者の被害経験については、女性犯罪者に特有な課題の一つとして、第二次再犯防止推進計画等において、虐待等の被害経験や性被害による心的外傷等が指摘されているほか、関連する文献等においても、海外では女性受刑者の被害者性（特に性的虐待、DV等）が高いこと、日本の女性受刑者においても同様の傾向が見られることなどが指摘されている（矢野、2017）。

特別調査の結果においても、女性受刑者の中には、PTSD得点が高かったり、ACEや配偶者・交際相手からの暴力被害があったりするなど、何らかの被害経験を抱えている者のほか、過去に自傷歴や自殺念慮があったりする者が一定数存在していることが明らかとなった。そして、それらの結果を踏まえ、①ACE等の被害経験が社会生活における生きづらさにつながり、それらが犯罪の背景事情としてある者が少なくないこと、②これら女性受刑者については、特に、受刑に至るまでの生育歴、行動歴を理解した上で、長期的な視点からこれまでの被害経験や生きづらさに対する治療的、支援的な関わりを行う必要があることを指摘した（第3章第6節2項（1）参照）。

被害経験や生きづらさ等を抱えている女性の全てが犯罪に至るわけではなく、また、全ての女性受刑者が被害経験や生きづらさ等を抱えているわけでもないが、以上の点を踏まえると、被害経験やそ

れに付随する様々な生きづらさに焦点を当てた処遇・支援が必要であると考えられ、具体的には以下の2点について検討する。

1 被害経験や生きづらさ等に着目した処遇・支援の更なる推進

現在、刑事施設においては、拘禁刑の創設により、特性に応じた処遇の一層の推進が求められている。また、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国際準則」（以下「バンコク・ルールズ」という。）においても、女性被拘禁者について被害経験やメンタルヘルス上などのニーズを有する者が多いことを踏まえた対応が求められている（本章第4節4項参照）。この点に関連し、女性刑事施設においては、施策調査（第4章第1節3項参照）で確認したように、既にこれまでも必要性を踏まえ、「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム」等を実施しているところ、こうした取組を女性犯罪者処遇の全体で共有し、拡充していくなどの必要性があると考えられるほか、女性刑事施設においても、特性に応じた処遇を一層推進する一つの方策として、個々の女性受刑者の被害者性等を把握し、その程度や必要性に応じ、処遇内容や処遇計画の策定・実施に反映させる等の取組を更に推進していくことなどが考えられる。さらに、女性受刑者に特化した「VINNプログラム:女性のためのモチベーションプログラム」も参考になるものと考えられる（参考資料③五3参照）。同プログラムは、北欧で15年以上実施されている女性受刑者のためのプログラムであるところ、その開発理由等に鑑みると、日本の女性受刑者に対しても、導入の余地があると考えられる。

これらの取組を実現したり、更に充実・強化したりするには、様々なあい路も想定されるところ、刑事施設以外の刑事司法の各段階において、これまで以上に女性犯罪者の被害経験や生きづらさ等に着目し、女性犯罪者処遇全体に係る今後の一つの方向性として明確に位置付けるなどし、具体的な取組を組織的・体系的に実施していく必要性は高いと考えられる。

2 対話・相互作用を伴う処遇方法等の積極化

被害経験や生きづらさ等を抱える女性受刑者に対する効果的な処遇方法として、これまでの矯正施設等における処遇実践に鑑みると、グループミーティング等の相互作用を伴う働き掛けが有効であると考えられる。この点に関連し、令和2年10月、法務大臣からなされた諮問第103号に対する法制審議会の答申を踏まえ、4年9月から「若年受刑者ユニット型処遇」が、5年11月から「若年受刑者少年院転用型処遇」がそれぞれ実施されている。ここでは、少年院における矯正教育の手法やノウハウを活用した処遇が、具体的には「対話ベース・モデル」という相互作用を伴う処遇方法として示されている。女性受刑者については、施策調査（第4章第1節5項参照）で確認したように、現在、美祿社

会復帰促進センターにおいて「若年受刑者ユニット型処遇」が実施されているところ、このモデルの基本方針は、ユニット対象者が、人間としての誇りや自信を取り戻し、再犯に至ることなく健全な状態で社会復帰を遂げることができるよう、刑務官等の刑事施設の職員が、ユニット対象者一人一人の事情、心情等を理解し、共感的に接しながら信頼関係を築くよう努めつつ、対話を通じて、規律の内面化、改善更生を目指すものとされており、職員との日記のやりとりのほか、グループワーク、グループミーティング等、職員・受刑者間において、あるいは受刑者間においても相互作用を伴う処遇方法が積極的に実施されている（第4章第1節5項参照）。こうした相互作用を伴う処遇方法は、少年院における矯正教育はもとより、札幌刑務支所における女子依存症回復支援プログラム（第4章第1節2項及び本章第2節参照）、一部の更生保護施設やダルク等の民間自助団体においても積極的に活用されており、被害経験や生きづらさ等を有する女性受刑者に対しても、有効な処遇方法であると考えられる。こうした処遇方法は、これまでも、女性刑事施設等において、各施設の実情に応じ、取組がなされてきているものと考えられるが、女性犯罪者処遇全体における更なる拡充やその積極的な実施が期待される。

第2節 心身の健康の回復等に資する処遇・支援の充実

女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を阻害している要因として、次に、心身の不安定な健康状態が考えられる。

この点に関連し、第二次再犯防止推進計画では、①高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、②福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、③支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題が示され、これらの課題に対応した取組を進める必要性が認識されている。また、薬物依存の問題を抱える者への支援等については、薬物依存の問題を抱える者等への相談・支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法の各機関はもとより、地域社会の保健医療等の各機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があるとの認識も示されている。こうした認識の下、現在、法務省のほか、厚生労働省、警察庁等による関係省庁等を横断した具体的施策が展開されている。

また、特別調査の結果において、健康状態について見ると、女性受刑者は、慢性疾患あり及び精神疾患ありの構成比が男性受刑者と比べるといずれも有意に高く、精神疾患ありでは、うつ病・双極性障害の該当率が最も高く、次いで、不安障害、依存症の順であった。さらに、女性受刑者のうち、食行動に問題ありの構成比が約2割、違法薬物使用経験ありの構成比が約4割であったほか、困りごとの内容では健康上のことが約5割を占めていた。加えて、保護観察所への施策調査（第4章第3節1項（1）参照）では、保護観察官の所感ではあるが、女性の保護観察対象者の中には、薬物依存症の問題と他の精神疾患の問題の両方を持っている者、摂食障害を抱えている者が少なくなく、男性と比較して、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いと感じられるとの指摘のほか、更生保護施設への施策調査（第4章第3節1項（2）参照）では、精神的に不安定な者、歯の治療が必要な者などが一定数存在し、医療扶助を公的機関に申請している者も少なくないとの指摘も見られた。これらの調査結果を踏まえると、日常生活を送るに当たり、精神的身体的に治療が必要な状態にある者が一定数いることがうかがえた。

以上のことから、心身の健康の回復はもとより、その維持・増進に資するための処遇・支援の充実が必要であると考えられ、具体的には以下の3点について検討する。

1 薬物依存症への対応

刑事施設では、男女を問わず、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者を対象として、薬物依存離脱指導が行われている。認知行動療法をベースとしたプログラムであり、全12単元を3～6か月かけて実施している。また、保護観察所においても、薬物再乱用防止プログラムが実施され、この一環として簡易薬物検出検査も実施されている。「薬物依存」については、薬物を乱用することによって、脳内に異常が生じ、自分では使用をコントロールできなくなった状態であるとされ、刑事施設や保護観察所において、前記プログラムを受講し、またこれと並行して必要に応じ治療を受けるだけでなく、刑事手続を離れてからも、継続的に治療・援助等を受ける必要性が指摘されている。この点に関し、薬物依存症からの回復は、国際的には「治療共同体」での対応が主流であるとされ（堂本、2021）、関連する取組として、第4章第1節で確認したとおり、現在、札幌刑務支所において、注目すべき事業が開始されている。同支所においては、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復モデル事業」が試行され、刑事施設内において、地域における関係団体との連携の下で、治療共同体を参考にした薬物依存症からの回復支援のための取組、具体的には、出所後の生活環境により近い処遇環境の中で、「コアプログラム」のほか、創意工夫された多様なプログラムが展開されている（第4章第1節2項参照）。

薬物依存症への対応としては、刑事施設や保護観察所におけるプログラム等の受講により完結するものではなく、場合によっては、生涯に渡る治療や支援が必要とされることに鑑みると、施設内処遇と社会内処遇をつなぐ民間団体の介入を前提としている同モデル事業への期待は大きく、更なる進展が望まれる。

2 摂食障害への対応

本報告では、摂食障害について、施策調査（第4章第1節4項参照）の結果として、北九州医療刑務所及び西条刑務支所における実践例を紹介したところ、女性刑事施設において、その処遇・対応に最も苦慮しているものの一つが、摂食障害であると考えられる。摂食障害を有する女性受刑者は、食事を全く摂らない拒食型の者、食べた後に居室内のトイレで吐き出す者、食べたい時に食べることができるよう食事を衣服の中に隠す者など、様々な問題行動を繰り返す者に加え、中には、BMI値が著しく低くなり、拒食・嘔吐の繰り返しにより生命に危険が及ぶ者も存在する。通常、女性刑事施設においては、刑務官と医務部門の医師や看護師が連携し、摂食障害に起因する症状、行動、認知の改善を目指して日々対応しているところ、前記のように生命に危険が及び、医療上の措置が必要となる重度の症状となった者については、医療設備や医師、看護師等の専門スタッフが一般の刑務所より重

点的に整備された医療刑務所に移送し、専門的な治療を受けさせている現状にある（堂本、2021）。

摂食障害を有する女性受刑者の処遇、円滑な社会復帰、さらにはその再犯防止を図るに当たり、いずれも状況の改善は容易ではない中、北九州医療刑務所や西条刑務支所への施策調査（第4章第1節4項参照）では、「医療」と「処遇」が密接に連携しながら施設全体で対応している現状が確認できた。この点に関連し、更に改善に向けた糸口として、女子施設地域連携事業（以下本章において「地域連携事業」という。）に基づく施設ごとの地域との連携による取組が考えられる（第4章第1節1項参照）。これは、いわば「女性受刑者の困りごとを地域の医療や福祉に支援してもらえたら」という発想から、各女性刑事施設の事情・ニーズに応じて、立地するそれぞれの地域の関係団体との協議により検討が進められ、展開されるようになったものであり、その結果、現在では、看護師、保健師、助産師、薬剤師、歯科衛生士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士など20を超える多岐にわたる専門職が、女性刑事施設の中で女性受刑者と刑務官に対する助言・指導に直接当たっており、中には、摂食障害を有する受刑者の処遇にも関与している施設も見られる。各施設の所在する地域の事情等により、様々な専門家等との連携状況は異なるものの、摂食障害を有する受刑者の処遇は課題も多いため、地域連携事業の取組の積み重ねから、状況の改善に向けた新たな糸口につながることを期待される。

3 健康の維持・増進を推進するための取組

特別調査の結果からは、前記薬物依存や摂食障害のほか、慢性疾患、精神疾患など、心身の健康に関し、問題や課題を抱えている女性受刑者は少なくないことが明らかとなった。一方で、依存症であるという自覚に欠け適切な医療につながっていない者、犯罪の原因を疾患に求め、自身の内面に向き合おうとしない者、多剤乱用など服薬管理が不適切である者、不定愁訴が多い者等がおり、そのような疾患等をめぐる様々な社会不適応行動が、更生や円滑な社会生活を阻害する可能性もあることから、こうした女性受刑者に対しては、自らの抱える疾患等について、適切な理解を促し、必要な医療や福祉支援を受け続けられるよう指導・支援することが有用であると考えられる。その他の取組として、栃木刑務所では、理学療法士や作業療法士による受刑者個々の実情に応じたりハビリテーションを実施しているほか、西条刑務支所では、歯科衛生士による歯磨き指導、口腔衛生指導なども実施している（第4章第1節1項参照）。これらは、地域連携事業による取組であり、受刑者の中には、歯磨きやその他日常的に適切な生活習慣が形成されていない者もいることがうかがえ、受刑生活だけでなく、出所後においても日常生活において健康を維持・増進するための知識や習慣を身に付けさせることは有用であると考えられる。前記のとおり、女性刑事施設において地域連携事業が展開されているところ、今後もこうした事業による心身の健康の維持・増進に向けた取組の更なる拡充が期待される。

第3節 高齢女性受刑者等に対する処遇・支援の在り方

第2章で記載のとおり、女性の刑法犯の検挙人員のうち、65歳以上の比率は近年横ばいで推移し、令和4年は33.2%と約3人に1人が高齢者であること、入所受刑者の高齢化も進んでおり、同年の65歳以上の比率は21.4%と、約5人に1人が高齢者であることから、我が国の女性犯罪者に関する課題の一つは、高齢者への処遇・支援であるといえる。平成30年版犯罪白書においては、高齢の万引き事犯者は、非高齢者と比べて困窮している者が少ない上に、その多くが年金を受給し、対人交流面を見ても、同居人がいるか、一人暮らしでも近親者との交流が保たれていること、高齢男性の半数超、高齢女性の約8割が「節約」のため万引きに及んでおり、実際の状況とは乖離した経済的な不安の存在や、万引きに対する抵抗感の乏しさがうかがえることが指摘されている。また、高齢女性のうち半数は、60歳を過ぎてから初めて検挙されており、微罪処分や起訴猶予処分を受けながら、短期間のうちに犯行を繰り返し、高齢女性の約3人に1人が、罰金刑を受けてから約2年の間に再犯に至っていること、これらの高齢犯罪者には、刑事手続が持つ感銘力や段階的な処分による再犯の抑止が必ずしも十分に機能していない可能性が考えられることが指摘されている。これらのことを踏まえ、以下では、高齢女性受刑者や高齢女性犯罪者に対する処遇・支援の充実について検討する。

特別調査においても、高齢女性受刑者のほとんどが万引き事犯者であり、その特徴として、生活が困窮している状態の者もいる一方で、切迫した困窮状況にはないにもかかわらず、今後の経済的な不安やその場での「軽い気持ち」から犯行に及んでおり、犯罪に対する抵抗感の乏しさがある者がいること、初めて処分を受けた年齢が比較的高いにもかかわらず、現在受刑しているということに鑑みると、初発から短期間のうちに犯行を繰り返す傾向にあることがうかがえ、平成30年版犯罪白書が指摘するように、高齢女性受刑者については刑事手続が持つ感銘力や段階的な処分による再犯の抑止が必ずしも十分に機能していない可能性があることを支持する結果が見られた。

また、上記に加え、特別調査では、高齢女性受刑者の場合、他の年齢層と比べて、被害経験や心身の健康を害するような生活・行動歴が比較的少なく、社会的には大きな問題もなく生活を送ってきた者が少なくないことがうかがえ、犯罪に至った背景事情として、被害経験や社会的不適応に陥って生きづらさを抱えている傾向が見られた40代以下の受刑者とは異なる事情もあることが示唆されたほか、慢性疾患が多くて健康上の不安があること、精神疾患が少ないこと、一人暮らしである者が多いこと、人間関係及び処分についての悩みが少ないこと、他の年齢層に比べて孤独感が高くないことなどの特徴も明らかになった。

刑事施設においては、高齢者が多数を占める窃盗事犯者に対して、各女性刑事施設において工夫された「窃盗防止指導」が行われているほか、高齢女性受刑者の中には、認知症になったり、足腰が動かなくなったり、介護が必要になったりする者がいるところ、地域連携事業により、各専門家の協力を得て、高齢者に対し生活機能や認知機能の維持、向上のためのリハビリテーションを実施したり、増加する高齢者の処遇環境を改善するため、施設の設備自体をバリアフリー化するなど様々な工夫がなされている。また、高齢者に対する出所後に向けた支援としては、頼るべき人がおらず、日常生活に福祉的な支援が必要な人について、刑事施設出所後に必要な支援が得られるよう、主に特別調整等の司法機関と福祉関係機関との多機関連携による支援が行われており（第4章第1節参照）、こうした取組の更なる強化・拡充が期待される。

一方、高齢女性受刑者については、身体的に健康で日常生活に特段の支援の必要がない者がいるほか、支援の対象となっても福祉支援の必要性を感じられず、特別調整を拒否する者や、窃盗防止指導を受けても窃盗の問題を自分のこととして受け止めておらず、福祉制度理解の指導も十分に浸透していない者もいるとの指摘もなされている（第4章第3節2項（2）参照）。これらのことから、万引きを繰り返す高齢女性受刑者の課題として、置かれた環境や社会から見た本人の状況と、本人の現状認識とのずれが示唆される。そうした認識のずれの一因として、高齢女性受刑者の場合、男性受刑者と比べて、ある程度の年齢まで家族と同居していたり、公的年金等に加えて家族等の収入により生活基盤は確保されていたりすることが多く、また、家事等の生活能力があるため、相応の社会生活を過ごしてきた者も多いという環境的な側面と、自らの行動に対する結果を予測する力や自らの現状を認識する力に乏しかったり、困りごとを誰かに相談するなどの対人コミュニケーションが苦手であるという心理的な側面の影響が考えられる。そして、これらの要因を背景に、加齢と共に周囲の状況が変化したり、家族等によるサポートが減ったりすることにより、様々な生活上、健康上、経済上の不安から万引きが始まり、次第に歯止めが効かなくなったというような事例も少なくないことがうかがえる。さらには、数度の万引きで見つからなかったり厳しい処分を受けなかったことが、ある種の「成功体験」として刻まれ、その思い込みが修正されないまま万引きを重ねたりする者もいる可能性が考えられる。

このような万引きを繰り返す者に対しては、粘り強く認識の変容を働き掛けることも重要ではあるが、それのみで奏功することは困難と思われるところ、肝要なのは、社会内処遇を行う側において、高齢女性受刑者を取り巻く環境等について十分認識した上で、高齢女性受刑者が実際出所した後に日常生活の中で必要以上に不安を募らせることがないように、その孤立を防ぐための何らかのサポートを切れ目なく実施していくことであると思われる。先に述べたように、環境的にも心理的にも自力で相

談することが難しいという特徴を持った者も少なくないことを考えると、日常生活において安心できる居場所を確保したり、必要な支援機関へつなげたりといった取組は、困難が予想されるが、それらの支援を行うに当たっては、社会内処遇を行う側において、まず高齢女性受刑者それぞれのこれまでの生活歴、環境面、心理面に対する十分な理解が必要であるといえる。

また、高齢女性犯罪者の処遇等に関連し、犯罪を繰り返すことにより家族に引き受けを拒否されるようになるなど、社会生活における支援が得られにくくなる側面があることを考えると、万引きが発覚した早い段階での介入が鍵となるものと思われる。第2章の統計調査では、女性犯罪者の起訴猶予率が高いこと、平成30年版犯罪白書では、高齢女性の万引き事犯有罪確定者は、前科がある者に加え、前科はないものの3回以上の前歴がある者が多いことが指摘されていることから考えると、女性犯罪者は、万引きが発覚した早い段階では主に家族等が引受人となることで厳しい処分を受けずに済んでいる可能性が推察される。しかし、一方で、その家族との関係が困りごとの要因であったり、頼る相手である家族が問題を抱えていたりするなど、家族自体が円滑な社会生活を阻害する要因の一つとなっている可能性も示唆された。高齢女性の場合、身体的又は精神的に疾患を抱えたり、家庭内での役割が変化したりすることによる不安など、ライフステージの変化による影響が少なからずあることが想定され、そうした女性犯罪者の現状、実態を踏まえた、刑事司法の各段階における早期の介入が重要であるといえる。

第4節 その他（今後の課題等）

以下では、女性犯罪者の処遇等をめぐって、その他の課題等について検討する。

1 職業訓練、就労支援等の充実

女性受刑者においては、男性受刑者と比べると、無職やパートが多く、仕事そのものよりも私生活とのバランスを重視する傾向等が見られたほか、収入源について、自分で働いて得ている者が半数程度いるものの、男性受刑者と比べるとその該当率は有意に低く、逆に、家族等からの仕送り、生活保護等の該当率は有意に高かった。また、家事や子供の世話のほか、健康上の理由等から、就労が制限されたり、限定的であったりする可能性も浮かび上がった。しかし、第3章第6節2項において検討したとおり、自らの力で環境を変えるためには、自らで得る収入源が重要であり、そのためには就労の継続が必要であると考えられる。このことから、再犯防止又は円滑な社会復帰のための前提として、女性受刑者に対し、改めて、経済的な基盤の確保やその自立の必要性についての認識を深めさせるなど、就労意欲等を更に喚起するための粘り強い働き掛けが必要であると考えられる。この点に関連し、女性刑事施設においても、近年、美容科、介護福祉科、ビル設備管理科、客室清掃実務科等、より社会のニーズを踏まえた職業訓練の導入に着手しており、今後の拡充が期待される。

また、就労支援についても、例えば、栃木刑務所では、就労支援指導において、女性の就労に対する意識なども踏まえながら、就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労につなげる取組をしているほか、刑執行開始時の指導時から、出所後の就労に向けた準備について意識付けを行っているなど、受刑者側に就労に対する能動的な意識・態度を培うような対応が実施されている（第4章第1節6項（1）参照）。近年、刑事施設においては、就労支援を担当する統括矯正処遇官が配置されたり、就労支援専門官及び就労支援スタッフの配置が拡充されたりして、就労支援を促進・拡充するための体制の強化が図られているところ、女性受刑者の就労意欲の喚起も含め、より組織的、計画的な就労支援の推進が望まれる。

2 女性犯罪者に関する今後の調査・研究等に向けた課題

本報告では、第3章第1節「調査の目的」で記載したとおり、罪種別の比較・分析は、女性受刑者のうち、標本数の関係等から窃盗事犯者及び薬物事犯者に限定して試みたところであり、その他の罪種については、対象としていない。この点、女性にまつわる犯罪として、従来から、えい児殺しが指

摘されているほか（後藤他、2023）、近年、詐欺事犯者の増加傾向が顕著であるなど、窃盗・薬物事犯者以外の女性受刑者の傾向・特徴についても、これを明らかにする意義は認められる。また、女性受刑者の分析において、本報告では、罪種別（窃盗群及び薬物群）のほか、年齢層別で行ったところ、ほかにも様々な観点からの分析も想定されるところである。この点については、引き続き、研究・分析等を推進していく必要があると考えられる。

3 ジェンダーアイデンティティをめぐる社会の動向

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が成立した。この法律は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする」（第1条）とされ、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない」（第3条）とされている。

今回の調査結果において、調査対象となった男性受刑者は、全員が自認する性別と一致していたものの、女性受刑者については、同調査項目に回答した471人のうち、10人について自認する性別が一致していなかった。現状では、刑事司法の各段階において、戸籍上の性別に従い、男女を明確に区別した上で、必要に応じ、個別の事案ごとにジェンダーに配慮した対応・処遇をしているものと考えられるところ、今後は、前記法律の成立・施行に伴い、ジェンダーアイデンティティに対する関心や理解が、社会において一層浸透していくことを念頭に置いた対応も必要になってくるものと考えられる。特に、刑事施設においては、衣食住を伴う一定期間の施設収容が前提となるため、給貸与品や自弁物品の使用等も含め、ジェンダーアイデンティティを考慮した対応・処遇等の検討が必要であると考えられる。

4 女性犯罪者処遇をめぐる国際的な動向

被収容者の処遇等に関する国際準則は数多くあるところ、女性犯罪者に関連するものとして、2010年に国連総会で採択されたバンコク・ルールズがある。条約のように法的拘束力はないものの、被拘禁者処遇において充足すべき水準の共通の尺度として、勧告的な性質を有するとされているところ、女性受刑者に関連し、その「ぜい弱性」のほか、児童の保護者としての立場が強調されている点については、特に留意を要すると考えられる。前者については、女性被拘禁者は、家庭内暴力及び身体的、精神的又は性的虐待等の被害経験を有する者が多いこと、メンタルヘルス上のニーズを有する者が多いこと等の特徴を踏まえ、女性に特化したリスクアセスメントツールや改善プログラムの開発等が求められている（本章第1節1項参照）。後者については、母親である女性被拘禁者への配慮にとどまらず、その子供について、「児童の最善の利益」が考慮されなければならないとされており、その具体的な取組も望まれる。今後、我が国の女性犯罪者処遇の一層の充実を図っていくに当たっては、バンコク・ルールズに限らず、女性刑事施設等を含む女性犯罪者処遇の国際的な動向も視野に入れつつ、多角的な観点からの検討も必要であると考えられる。